

草津市都市計画マスタープラン 策定方針

1. 策定の主旨・背景

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市町村が定める都市計画については、この方針に即したものでなければならないとされています。

平成18年3月の策定（平成22年6月一部改訂）の草津市都市計画マスタープラン（以下「都市マス」という）は、令和2年（2020年）を目標年次として、これまで「ゆとりと活力のある生活実感都市 草津」を基本テーマに、豊かな生活を実感できる都市基盤整備や草津らしい都市づくりを推進してきました。

この間、我が国の地方都市では急速な人口減少や高齢化に直面し、拡大した市街地において一定の人口密度で支えられてきた生活サービス等が低下してきたことから、国では、人口減少局面においても持続可能な都市を構築するために、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進されています。

一方、本市においては、これまでの企業の進出や大学の開学等を背景に、現時点では人口増加が続いていますが、地域によってはすでに人口減少や高齢化が進んでいることから、本市の都市構造や各地域における都市づくりの課題を踏まえ、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを理念とする草津市立地適正化計画、草津市版地域再生計画、草津市地域公共交通網形成計画を平成30年度に策定しました。

今回、このまちづくりの理念を反映させ、現在策定中の大津湖南都市計画区域マスタープラン（滋賀県）や第6次草津市総合計画の上位計画や関連計画と整合を図りながら、令和3年（2021年）以降の都市の将来像や土地利用や各地域のまちづくりの方針など定める本市の都市計画の総合的な方針である新たな都市マスを策定するものであります。

（参考）都市計画法 抜粋

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2、3 （略）

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

2. 目標年次

国の都市計画運用指針では、概ね20年後の都市の姿を展望することとしていること、また、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを目指す草津市立地適正化計画、草津市版地域再生計画との整合も見据えて、本市において、すでに人口減少局面を迎えている令和22年（2040年）を目標年次（20年間）とし、人口減少局面を視野に入れた本市の都市計画の総合的な方針に基づいた土地利用やまちづくりを進めることで、人口減少社会においても持続可能なまちづくりが行えるように取り組むものです。

3. 策定にあたっての視点

（1）本市の現状を的確に捉えた方針の策定

現行の都市マスが施行された平成18年3月以降に起きた本市の土地利用に関わる情勢の変化や諸制度の改正等に伴う本市の現状を的確に捉え、将来の土地利用等を検討し、都市計画の方針を定めます。特に令和2年（2020年）に予定されている大津湖南都市計画第6回区域区分定期見直しの動向を注視して取り組んでいきます。

（2）国土利用計画の役割を担う方針の策定

本市は琵琶湖を除く市域全域が都市計画区域であることを踏まえ、これまで国土利用計画が示してきた市土の利用に関する基本構想などを包括することで、国土利用計画に期待される役割を担う方針を定めます。

（3）「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の理念を反映した全体構想の策定

平成30年10月に策定した草津市立地適正化計画、草津市版地域再生計画、草津市地域公共交通網形成計画が目指す「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の理念を反映させ、人口減少局面においても持続可能な都市構造を目指し、全体構想を定めます。

（4）地域別市民会議における市民意見を反映した地域別構想の策定

地域別市民会議を開催し、市民の意見を反映させながら、各地域における課題やまちづくりの方針（地域別構想）を定めます。

（5）上位計画・他部局の関連計画との整合

本市の都市計画に関わる大津湖南都市計画区域マスタープラン（滋賀県にて策定中）や第6次草津市総合計画（策定中）の上位計画や草津市健幸都市基本計画等の関連計画と整合を図りながら、策定を進めます。

4. 都市マスの構成

課題・目標

人口や産業、都市施設等の現状から都市構造に関する課題を整理し、よりよい都市づくりに向けた基本テーマおよび目標を設定します。

全体構想

本市の将来の都市構造とその実現に向けた土地利用の方針を明らかにします。

地域別構想

本市を地域特性等により地域区分し(※)、市民の意見を反映させながら、各地域における将来イメージや目標、その実現に向けたまちづくりの方針を示します。

計画実現化の方策

将来の都市構造の実現に向けた都市整備事業やまちづくりを推進するための方策を示します。

※ 地域別構想の策定については、14の各小学校区においてワークショップ形式で課題整理やまちづくり方針案の検討を行い、その内容の類似性等を考慮しながら、都市マス上の地域区分を整理していくこととします。

【参考】現行都市マスの地域区分は、旧1町5村による地域区分としている。

5. 策定に向けた体制

都市マスの策定にあたっては、次の体制をもって策定します。

(都市計画マスタープラン策定体制関係図参照)

(1) 草津市都市計画マスタープラン策定委員会

地域の代表者、有識者、関係団体の代表者、市民公募の各委員で構成し、専門的・総合的な見地から都市マスの策定に取り組みます。

人数：15人（定員25名）

開催予定回数：6回【令和元年度：3回、令和2年度：3回】

(2) 地域別市民会議

各学区でワークショップを実施し、地域課題やまちづくりの方針を検討します。

人数：1地域につき10～15人程度

開催予定回数：3回【令和元年度：1回、令和2年度：2回】

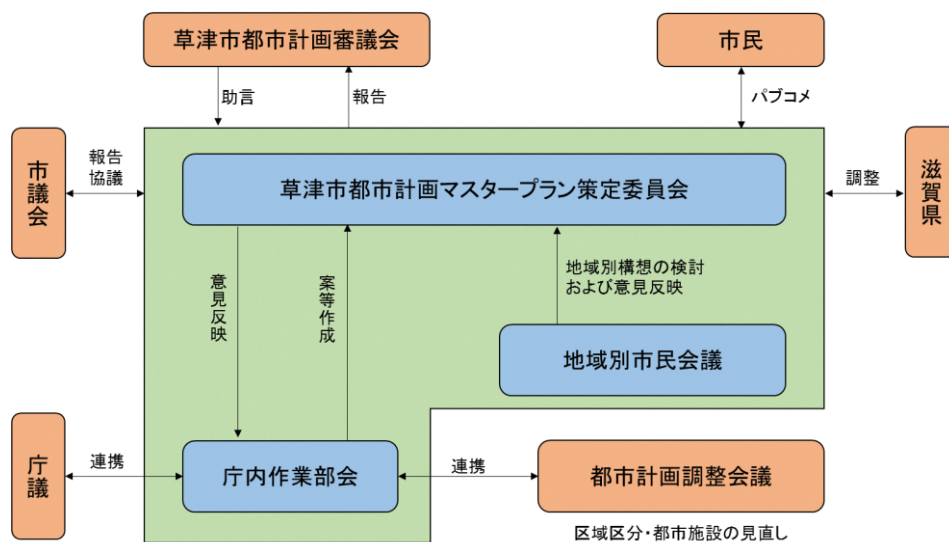
(3) 庁内作業部会

庁内の関係課で構成し、計画案について庁内横断的な協議・検討を進めます。

構成所属：24課

開催予定回数：5回【令和元年度：3回、令和2年度：2回】

【都市計画マスタープラン策定体制関係図】



6. 策定スケジュール（予定）

●令和元年度

- 令和元年 5月 策定方針の決定
- 〃 7月～ 策定委員会の開催
- 〃 9月 市民アンケートの実施
- 〃 12月～ 全体構想の策定、地域別構想の策定
- 令和2年 1月～ 地域別市民会議の開催（令和2年9月までに3回開催予定）

●令和2年度

- 令和2年11月 パブリックコメント
- 市民説明会
- 令和3年 3月 都市マスの策定